

平成 29年 5月 22日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

長期積立型 NISA の創設

[NISAには成人NISA、ジュニアNISA、積立NISA(創設)があります。]

NISA(ニーサ)「少額投資非課税制度」は、銀行や証券会社に専用口座を開設して株や投資信託における譲渡益や配当金(分配金)が非課税になる税金面での優遇税制となっています。

平成26年にこの成人NISAが出来たのが始まりで平成35年までの10年間、毎年120万円分(平成27年以前までは100万円)の非課税枠の中で運用して、株式など購入した年を含め5年間の株式の譲渡益や配当金(分配金)が非課税になります(通常は20.215%の税金が掛かるものです)。

- ◆ 今回の改正で手元資金が十分になくても少額から投資を始められる積立型NISAが、実質非課税期間の延長という形で新たに創設されました。

	現行の成人NISA	長期積立型NISA
非課税対象	株や投資信託などの運用益や配当金	株式投資信託などの運用益や配当金
年間非課税投資枠	毎年120万円ずつの非課税枠が設定できる	毎年40万円ずつ非課税枠が設定できる
非課税期間	購入した年を含め5年間	購入した年を含め20年間
投資対象	上場株式、公募株式投資信託等	長期の積立、分散に適した一定の公募等株式投資信託商品が対象
投資総額上限	上限600万円まで(120万円×5年)	上限800万円まで(40万円×20年)
制度適用期間	平成26年～平成35年までの10年間	平成30年から平成50年までの20年間
NISA(ニーサ)口座の開設	口座開設をする年の1月1日現在において満20歳以上の方 口座開設お取引できるNISA口座は お一人1口座	口座を開設する年の1月1日現在において満20歳以上の方 口座開設お取引できるNISA口座は お一人1口座

【NISA運用上の留意点その他】

- ◎ 現行のNISAと今回の長期積立型 NISA とのどちらかを選択で併用はできません。
- ◎ 積立NISAは投資信託が対象ですのでリスクが少ないので初心者への投資に向いていると思います。
- ◎ 積立NISAは非課税期間が20年間と長期なので非課税のメリットは大きくなる可能性があります。
- ◎ 上記表の他、0歳～20歳未満の方が祖父母や両親等が代理で運用できる「ジュニアNISA」が年間80万円を5年間の非課税期間内で運用出来る商品も有ります。